

## 草創期の早稲田大学学生自治会の一側面

——教員とのかかわりに着目して——

田 中 智 子

### はじめに

大学における学生自治会は、政府・占領軍の民主化政策や学生たちの学園民主化運動の影響を受け、敗戦から数年の間に多くの高等教育機関において設立された。敗戦直後の一九四五年九月二十六日、文部省は「校友会新発足二関スル件」(発専第一三〇号)により、戦時中に組織された学校報国団を解体し、戦前期に教職員・学生・卒業生の親睦組織として存在した学友会組織に近い校友会へ再編するよう指示した。同じ頃、多くの旧制高等教育機関においては、学生生徒たちが「学園民主化運動」を展開していった。これらの状況を受けて、各高等教育機関において学校報国団を解体し、学友会組織を復活、または学生自治組織を結成させる動きが始まった。同年一〇月には東京工業大学で学友会結成のための準備会が結成されたほか、東京大学においても戦時中の学校報国団である全学会の改組が始まっ

た。一月には東京女子大学・立命館大学で学友会が結成され、一二月には京都大学で学校報国団である同学会の改組が始まった<sup>(2)</sup>。

敗戦直後の段階においては多くの場合、学校報国団を旧来の学友会組織へ再編するにとどまったが、そのような状況において、最も早く学生自治会組織を作り上げた大学の一つが早稲田大学であった<sup>(3)</sup>。早稲田大学においても戦前期に各部科校ごとの学友会が組織されていたが、敗戦後それらを復興・発展させるのではなく、新たに全学学生自治会を結成する動きが学生たちの間で始まった。一九四六年一月二六日には戦後第一回の学生大会が開催され、学生自治委員会の結成、私学復興、戦災校舎の復旧を決議している<sup>(4)</sup>。また、同年五月二〇日に開催された学生大会では、「学生自治委員会規程」・「教授学生協議会規程」を制定し、これを校則中に入れることを決議している<sup>(5)</sup>。以上のような決議は概ね大学当局にも承認され、同年一二月に組織された教授会代表・学生代表からなる学生自治会規程起草委員会による審議を経て、翌四七年四月には「早稲田大学学生自治会規程」が、同年六月には「早稲田大学教職員学生協議会規程」がそれぞれ施行されている。これらの規程によつて早稲田大学においては、後述するように新制大学発足までのごくわずかな期間ではあったものの、学生代表からなる自治議会の決議が、教職員学生協議会の議を経て部科長会議<sup>(6)</sup>および理事会上程され、大学運営に反映されるという仕組みが作り上げられたのである。

早稲田大学の戦後の学生自治会結成についての先行研究としては、高橋正明「戦後民主主義と早大學生運動史(上)」〔早稲田大学史記要』第一四巻、一九八一年七月)、および『早稲田大学百年史』第四卷第八編第八章「学生自治会の結成(一九九二年)」があげられる。いずれも学生自治会結成に至るまでの流れや、自治議会・教職員学生協議会の概要、および結成当初の学生運動などについて叙述している。しかし、それらの論考が依拠しているのは主に『早稲田大学新聞』であるため、学生たちの動向や自治議会における議論については言及されているものの、それを受けて教員たち

がどのような議論を行い、どのように対応したかについてはほとんどふれられていない。また、同時期の他大学の学生運動史研究を見ても、主に学生新聞・ピラなど学生側の資料を用いており、教職員側の資料はほとんど見られない。これは多くの場合資料の制約によるものと思われるが、現在、早稲田大学大学史資料センターには、当時の学生生活課長であった滝口宏が記録していた「会議録」、および「部科長会議事録」等の資料が所蔵されており、そこには教職員学生協議会・部科長会議における詳細な議事内容が記されている。これらの記述を丹念に追うことで、前掲先行研究では明らかにされてこなかった教員側の動向を叙述することが可能になる。

大学における学生自治活動の全容を明らかにするためには、学生側のみならず大学側・教員側の視点・動向にも焦点を当て、双方を対比させ相対的に見ていくことが重要になろう。そこで本稿においては、主として一九四八―四九年における自治議会―教職員学生協議会―部科長会議における議論および決議に焦点を当て、当時の教員が学生の要求に対しどのような対応を行ったか、学生自治をどのような視点・立場で見えていたかを明らかにしていく。また、それらの議論を通して、「学生自治会規程」を新制大学学生に適用しないと決定されるに至った原因を探っていく。先行研究において明らかにされてこなかった「教員からみた学生自治」という側面を浮き彫りにし、それが学生自治活動に与えた影響を明らかにしていくことが、本稿の目的である。

尚、本文および引用文中に登場する教職員学生協議会・部科長会の委員名について、教職員は実名を記し、所属・役職名は文末の委員一覧に記載する。学生は自治会中央執行委員長を除いて匿名とする。

## 一、発足当時の自治会規程・機構、およびその活動（一九四七年度）

自治議会・教職員学生協議会・部科長会議における議論について述べるに先立ち、発足当時の「学生自治会規程」・「教職員学生協議会規程」とそれに基づく自治機構、およびそれらの初期の活動について述べる。各規程の条文については前掲先行研究に詳細に述べられているため、ここでは概要を述べるにとどめておく。

まず「学生自治会規程」を見ていく。第三条において学生自治会は学生全員をもって組織することが規定され、その中から①自治委員―自治委員会、②中央委員―中央委員会、③中央執行委員―中央執行委員会、④代議員―自治議会を選出・組織することとなった（第四条）。委員については、各学級の学生二五人に一人の割合で自治委員が選出され（第十四条）、自治委員の中から一〇人に一人の割合で中央委員が互選され（第三十一条）、中央委員の中から各部科校二名ずつの割合で中央執行委員が互選される（第三十八条）こととなっていた。この中央執行委員の中から選ばれた中央執行委員長・同副委員長が、学生自治委員長・副委員長と呼ばれた。そして代議員は自治委員と同じく学生二五人に一人の割合で選出され（第五十二条）、自治委員とともに自治議会を構成することとなった（第四十七条）。

自治議会の役割は、「本会の最高議決機関として全学生の自治に関する共通事項を議決し、全学生の総意を宣明することであった（第四十五条）。自治議会の通常議会は毎年度前後期一回ずつ開催されることとなっており（第四十九条）、その閉会中は中央委員会が「全学生の自治に関する共通事項を議決する」こととなった（第三十二条）。自治議会の決議事項は教職員学生協議会に提示することになっており、必要あるときは「理事会に申達して回答を求める」こともできた（第五十一条）。

この「学生自治会規程」制定に至る経緯について、教職員学生協議会初代議長である中谷博は後年次のように語っている。

あれができたときのいきさつは、終戦直後、蜷川（早大全学自治会初代委員長）とか白土とかいう連中がああいうものを学校側に要求したことは事実だ。その結果理事会はこれを了承して成文化することのオーケーを理事会の責任において出したんだ。ところがその最初の学部長会議で学部長のほとんど全部が理事会に対して抗議を申し込んだ。（中略）おれはたまりかねて―教務主任は発言権はないんだが、たまりかねて発言したんだ。この理事会は終戦以来ろくなことを一つもやっておらん。失敗の歴史をつづけてきた。たった一ついいことをやったということは今度の自治会を認めるということだ。（中略）これが無言の圧力を加えて、ほとんど否定に傾きかけていたやつが、それがもう一度議を練るかな、ということになったんだ。そこで教師の方と学生の方から委員を出してこの設立何というか、規約をこしらえる委員会、準備委員会というものができたんです。<sup>(8)</sup>

以上のように、「学生自治会規程」は学生側の要求に応えるかたちで教職員・学生からそれぞれ準備委員を出して制定された。また、前掲引用文中にも出てくる初代自治委員長・蜷川譲は次のように述べている。

早大では、これらの学生自治の実質的な力は大学当局をも動かし学生自治会規程を正式に校規校則と同等の意義と権威をもって認めることになった。

この学生自治の大憲章の獲得は、大正末期の学生運動以来三十年余の歴史的な闘いの成果であり、他の大学の学生自治会憲章のバイブルとさえなった。<sup>(9)</sup>

この「学生自治会規程」の制定が他大学の学生自治会にどれほどの影響を与えたかについては定かではないが、他

の校規・校則と同等の効力を有してしたことは確かであり、その改正等については部科長会の議を経て理事会で承認を得る必要があった（第六十一条）。

次に「教職員学生協議会規程」であるが、第一条において会の目的を「教職員と学生との意思の疎通をはかり、学生自治会の運営に協力し、本大学の教旨にしたがって学生生活の充実向上に資すること」と規定した。教職員委員は各学部・附属学校教授会が推薦した者と学生（生活）課長を合わせて一六名以内とし、学生委員も同じく一六名以内で、中央執行委員の中から互選されることとなった（第三条）。また、委員の他にも理事その他職員が会に出席して意見を述べることができるとなっていた（第五条）。議長（教職員）は会における「協議の結果をその都度大学に報告すること」となっており（第十条）、実際には部科長会を経て理事会に報告されていた。

同協議会の性格について、第二代議長を務めた平田富太郎は「一面、大学の理事会に対してはその諮問機関としての性格をもち、他面、学生自治会に対してはその顧問機関のような性格を有する重要な地位を占めていた」と述べている。<sup>(10)</sup> こうして、自治議会から教職員学生協議会を経て、部科長会・理事会へと学生の総意が伝達される仕組みが出来上がったのである。

以上述べてきたように、早稲田大学においては一九四七年六月までに学生自治会に関する規程類が整備され、五月には初の自治委員・代議員の選挙も行われた。その時選出された自治委員・代議員の総数は一六〇名にもなった<sup>(11)</sup> という。その新自治委員・代議員を擁して、六月二三日から三日間の予定で第一回の自治議会が開催されたが、停電や議場の混乱等によって進行が遅れ、会期は四日間となった。<sup>(12)</sup> この自治議会では、(1)人事委員会の廃止と教授会の任免権の確立、(2)優秀教授の積極的招聘（大山郁夫等）、(3)選択科目制の採用と授業内容の拡充等、一七項目が決議された。<sup>(13)</sup>

しかし、その決議事項が上程されるはずの教職員学生協議会は同月二日に教職員委員が囑任されたばかりで、未だ機能していなかった。そのため、決議文は一旦理事会へ提出され、総長から同協議会に諮問する形式がとられた。こうして初の教職員学生協議会は七月七日、九日の二日間にあつて開かれ、最後に議長から総長に報告書を提出することとなった。しかし自治会側と「教職員側と完全なる意見の一致を見る事は出来ず、又教職員側においても教授会の権限が理事会に比し余りにも小さきことを感じた教授もあり、紛争を極めた」ようであり、自治会側は「我々は理事会に回答を求めたのであつて、何んら協議会にこれを求めるのではない」と声明を發したようである。<sup>(15)</sup>

その後一二日に総長から中央執行委員長宛に、前掲一七項目の決議に対する回答がなされた。その内容の多くは「実施中」「進行中」「努力中」というものであつたため、自治会側はこの総長側の回答に納得せず、次回自治議会で再び討議することとした。<sup>(16)</sup>しかし、同年一月四日から三日間の予定で開催された第二回自治議会は、出席委員の数が定足数に満たなかつたため流会となつた。<sup>(17)</sup>仕切り直して二月一日、二日に再開された第二日目以降も「両日とも議事審議半ばにして流会」となつたようであるが、それでも(1)授業料値上げ問題、(2)文学部講師囑任拒否問題、(3)新学制問題、(4)自治会規程改正、(5)教職員学生協議会規程改正五項目を決議している。<sup>(18)</sup>だが、これら五項目について教職員学生協議会で議論された形跡は見当たらず、(4)(5)のみが翌年三月二日の部科長会議において議論され、承認されてい<sup>(19)</sup>る。

以上述べてきたように、早稲田大学では一九四七年、全国の大学に先駆けて学生自治会組織を作り上げたが、その運営については二回目から自治議会在が流会するなど困難を極め、結果わずか一年で代議員―自治議会制度を改革することとなつた。また、教職員学生協議会も初年度はあまり機能しておらず、権限も低かつたことから、理事一名を加える、学生委員を一名増員するなどの改革が行われた。<sup>(20)</sup>実際に教職員学生協議会が機能し始めるのは、これらの改革

が完了し、新年度に入ってからのことである。

## 二、学生運動の隆盛と教員側の対応（一九四八年）

一九四八年には「授業料値上げ反対運動」、「大学理事会案（B・T案）反対運動」<sup>(21)</sup>、およびそれらに端を発する大規模な学生運動が全国的に頻発した。そして、それらの運動を通じて全国の学生自治会が結集し、全日本学生自治会総連合（全学連）などの全国的な連合組織を形成した学生運動史上重要な時期でもある。この年の五月二〇日、文部省は国立大学高専の授業料を六〇〇円から一八〇〇円へ三倍値上げすることを通達し、私立大学にも同様に授業料値上げの動きが見られた。

これに対して学生たちは学生自治会の連合組織を作り、「不払同盟」を組織するなどして反対運動を行った。六月一六日、全国官公立大学高専自治会連盟（全官公自治連）<sup>(22)</sup>の結成大会において、授業料値上げ反対、B・T案国会上げ反対、文教予算の獲得などを要求して、通らなければストに突入することが決議された。そして二六日、全国一斉で一四校がストに入り、約二〇万人が参加した。<sup>(23)</sup> 授業料値上げ反対運動、大学理事会案（B・T案）反対運動は、全国の大学・学生を巻き込んだ「教育復興運動」<sup>(24)</sup>へと拡大していった。

早稲田大学学生自治会はこの「教育復興運動」および学生自治会連合組織の結成において中心的な役割を担っており、六月二三―二四日に開催された第三回自治議会においても、全国一斉ストライキへの参加に向けて「26日スト賛否」<sup>(25)</sup>などが討議されている。そして実際にストライキに突入した二六日には午前中に教職員学生協議会、午後には部科長会が開催され、ストライキの是非について議論されている。以下、部科長会における議論を引用しておく。

(師岡) 大理は参加せぬ、脱退してもよい。

(伊地知) 大商も大体反対だ。

(酒井) 反対だが自治議会議会に従う。

(中村) 数に於いて決まったが、自治委員会を開く。

(伊藤) 反対。決まったら議会議会を尊重する。

(松尾) 各クラス毎に大会を開いて、議会議会に出る委員にクラスの意向を反映させる。最終的な決定は議会議会だから之に従う。

(中略)

(理基礎工教務主任) 一般学生の意志が自治議会議会を尊重するかどうか。

(小口) 賛が多かった。

(樫山) 賛否半ばで流会。

(専門学校) 600…500位で賛成が多かったが流会

(宮部) 自治の訓練である。教育の立場から。

(吉田) 学生がもってきたものを認めるかどうか。

(中略)

(伊地知) 私は授業に出る。

(吉田) 私はストを認めない。

(伊) 私は親であり兄である立場でやりたい。

(末) 私はいけないとまれば教育的見地から掲示を出すべきだ。

(中略)

(平田) ストはわるい。他の方法は？

(伊) 学生は学問が大事だ。

(大浜) 対政府問題だから、他に方法はないのではないか。

(酒井) わるいことをやりのけている。わるいことをたしなめるといけない。あとで反省させる。

(中略)

(議長) 一応文章を練った上で掲示する(決定)<sup>(26)</sup>

〔委員長の空欄は原文ママ。委員の所属・役職は文末の委員一覧参照〕

以上の教員たちの議論を見てみると、「教育の立場」、「教育的見地」という言葉が散見される。自治議会の決定を尊重しようとする者、ストライキという手段が悪いことを示そうとする者、いずれも教育的見地・立場から議論をしていたことがわかる。この問題については前掲議事録の通り、ストライキを非難する掲示を出すことで一旦落ち着きを見せた。授業料値上げについてはその後の九月、一〇月の教職員学生協議会でも教職員委員と学生委員との間で議論が進められた。九月一七日の協議会においては、常務理事であった池原義見が出席し、高橋佐介自治委員長と以下のような対話をしている。

(高橋) 教職員と学生の利害が対立しているとはいえない。国庫で或る程度融資して貰いたい。学校は長く存続するが学生は短い。多くの子弟が学べることは必要だ。

(池原) 苦しいという点では同じだ。授業料の●●●は今のべたとおりである。経常費ではいくらかでもあましている。●●●●●に800万円近い金があった。免税問題をどうしてもものにしなければならぬ。

(高橋) 苦しくない人も今いる。僕らのとるのは学校をつぶそうというのではない。文教政策は●●●だからこれをついてののだ。学校と対立したくない。だが理解して戴けないなら。やはり学生生活の●●●、学園の再建、単に私立大学の在り

方として問題にする。それを要求する権利も義務もあるのではないか。それをやらない限りいつまでも解決がつかないのではないか。教職員のたいぐうも考えてる。それがなければ学生も効果がない。今ここでやらなければならぬ。授業料値上げの問題もそれで考えている。時間的ずれがあるかもしれないけれど。

(池原) 君の言うとおり。

(高橋) このままつづけば学費がいくらになるかわからぬ。単位の(新制)問題でアルバイトが出来ない。

(池原) 私学の在り方という問題だね。学校では●を●くするためにつとめてたということはいえる。

(高橋) その点はよく了解している。<sup>(27)</sup>

〔●は判読不能文字、以下同じ〕

以上の議論を見ると、授業料値上げ問題に対して、池原常務理事、高橋自治委員長ともにお互いの立場や意見を尊重している様子が見受けられ、実際に授業料四・七割値上げで学生たちも納得していたようである。<sup>(28)</sup>しかしその直後から状況は一変し、翌日から開催された全学連結成大会においては、授業料値上げ問題に関して「国庫補助を官公私各学校団結して要求する。これらの要求が具体的に貫徹される迄は不払をもつてたたかう」ことが満場一致で確認された。<sup>(29)</sup> また一〇月に入ると、一日に自治会中央委員会は、当局の授業料値上げ公示に反対闘争方針を決定し、六・七日には第二高等学院で授業料値上げ反対をめぐって試験ボイコットが行われた。<sup>(30)</sup> また、八日に学生の政治運動を制限する文部次官通達「学生の政治運動について」(発学四五八号)が発表されると、それに対する反対運動も活発化していった。しかしそれらを議題として取り上げるはずであった第四回自治議会(一二―一三日開催予定)は定足数に満たず流会してしまい、それに代わって中央委員会(日付不明)で次のような決議がなされている。

- 一、学生大会を十六日（土）十時半講堂前に於て開催し、一時半より学生行進を実施すと決定
- 二、九日附の文部省通牒に対し全面的に反対。尚学生行進当日文部省に撤回を要求する事に決定
- 三、実行委員会（中央執行委員会を含む）を確認
- 四、すでに各大学に認められてゐるにも拘らず、早稲田大学に於て共産党細胞が公認されてゐないが、これは今回の次官通牒の学内に於ける具体例として抗議し公認を要求に決定<sup>(31)</sup>

以上四項目を見ると、学生大会およびその後の学生行進についての決議に加えて、共産党細胞の公認要求がなされている。こういった動きは従前の自治議会・中央委員会の決議には見られなかったものである。早稲田大学の共産党細胞は一九四六年四月頃結成され、六月の全国一斉ストライキ後に入党者が急増し、四七年四月から四九年にかけて二〇〇名を超えたよう<sup>(33)</sup>で、これが自治会の方針にも少なからず影響を与えていたと考えられる。これに対して教員側は一四日、緊急部科長会を開催し、「学生自治会に於て十月十六日開催の表記大会については、十五日午後三時三十分総長、常務理事及び各部科校長と学生自治会側（各部科校中央委員二名、議長又は副議長一名）との懇談会を開き、この大会を認めない大学の意向を伝え、反省を求めてこれを中止せしめる」と決議した。また、学生大会前日の一五日には、島田孝一総長名で次のような「告示」が出された。

#### 告示

本大学は、教育の一方途として学生の自治的訓練に資し、併せて学生生活の充実向上に寄与する目的をもつて、さきに、学生自治会規程及び教職員学生協議会規程を制定実施したが、およそ学生の自治活動は大学の教育方針と諸規則に反しない範囲内において営まれねばならないことは当然であつて、学生自治会規程の定める各種の委員会（自治議会を含む）といえども、これに反する行動をしてはならない。同盟休校又は試験回避の決議の如き学生の本分に悖り大学の規則に反する決議は、たとえ

それが教育復興運動を理由とするものであっても、その効力を認めることはできない。

学生諸君は、この道理を認識し、去就に迷うことのないよう要望するとともに、敢えてかかる違法な決議の強行を企て一般学生の就学を妨害するが如き所為のないよう戒心を望む。<sup>(34)</sup>

続いて同日、早稲田大学名で翌一六日の学生大会について部科長会の議を経てこれを承認しない旨を示した「告」が発表された。以上の「告示」・「告」を踏まえて部科長会代表と自治会代表とによる部科長学生懇談会が開催された。その時の部科長会代表と自治会代表の議論は以下の通りである。

先づ学校側より十六日の学生大会のあり方等につき質問あり。これに対して学生側より、

- 一、他団体からメッセージ等を挙げない
- 一、明日の行進は他の学校とは独立して早稲田の学生のみで行う。
- 一、学生大会は中央委員会の決議事項を学生に浸透させるために開催する。
- 一、明日の大会に集まる学生の数は約五千と見ている。●て集る学生は特定の学生ではない。
- 一、大会並に行進は十五日決行の予定であったのが一日後れて十六日になったが、休暇にならない内にやった方が目的を全学的に浸透させることがよりよく出来ると考へたためである。

等の答弁あり。

(中略)

茲に於て学校側より、

- 一、学生大会は自治会規定に基いた大会でなければならぬ。

一、突発的に起る大会のあり得ることは認められるが、一般には規定にもとづいてやるべきである。  
 一、学生運動は必然的に学校当局に責任が及ぶものであるから、この点をはっきりしておきたい。  
 等の言明あり。

次でデモ行進についての質疑に入る

(中略)

スローガンで特に問題になったのは、

一、スローガンが二段になってゐること(早稲田だけのものと、全国的なもの)

一、「労農市民との提携」「植民地的文化政策反対」

一、私学法案反対

の三点であった。

特に「植民地的」という言葉は、占領政策の批判と考へられる表現であること、こういう運動は世間ではアンチアメリカと考へられること、等につき学校側より注意あり。表現の仕方について注意するやう要望。

尚私学法案反対については、目下立案中のこの法案には、大浜法学部長も●●されてゐるが、この法案は私学として賛成すべきものも多く含んで居り、これに反対することは面白くない、深く研究してほしいと要望。<sup>(35)</sup>

以上の議論を見ると、部科長会代表は学生大会・行進が他大学や「他団体」との連携のもと行われること、および占領政策批判に該当することを懸念していることがわかる。当時、「日本に与うる新聞遵則」(SCAPIN-33)により、出版・報道等における占領政策批判は禁止されており、それに抵触することを懸念したと考えられる。「私学法案」とは「私立学校法」案のことであるが、これについては学問の自由と私学の自主性をそこなうものとして、国会上程を阻止することが学生たちの「教育復興運動」のスローガンの一つとなっていた。一方、引用文中に出てくる大浜信

泉が副委員長を務めていた日本私学団体総連合会は、「私立学校法」案を構想し、形式上政府案として国会に上程するよう規定の整備を行っている最中であつたため、大浜ら部科長会代表と自治会代表との意見が対立するかたちとなつた。続いて総長「告示」に関する議論に入り、以下のような質疑応答がなされた。

先づ、総長告示について総長より説明あり。次で告示中の字句。(1)この道理、(2)一般学生の就学を妨害、(3)たとへそれが教育復興運動を理由とするものであつても、(4)当然であつて、等の字句について質疑応答あり。

尚総長より

- 一、告示は総長個人の見解ではない。
  - 一、教育復興運動で外部に働きかけることを総長としては賛成してゐない。
- と答弁あり。

尚告示に対する学生側の意見の主なものは

- 一、執行部が一般学生を引張つて行くといふ見地に立つて居られるやうに見えるが、学生は皆自覚を以てやつてゐるのであつて、従つてこの告示は不適當と思われる。
- 一、学生の本分―固定したものでなく、時代と共に多少なりともかわつて行くものと考えへる。
- 一、教育方針と諸規則もかわると思ふ。よつてこれは学生生活の充実と矛盾する場合があると思ふ。<sup>(37)</sup>

27  
総長が「教育復興運動で外部に働きかけること」に対して反対の意を示した理由としては、前掲引用文中にあるように「学生運動は必然的に学校当局に責任が及ぶもの」とみなしていたこと、および学生運動は学内において教育方針・諸規則に反しない範囲で行われるべきであると考えていたことがあげられる。しかし、自治会代表の認識としては、教育方針・諸規則は絶対的なものではなく「学生生活の充実」のためにはそれに反する行動も必要であると考え

ていたため、ここでも部長長会代表と意見が対立する結果となった。

部長長会代表は以上の件について自治会代表の承諾を求めたのに対し、高橋自治委員長は学生大会およびデモの中止の趣旨を全学生に納得させるため、学生大会を「告および告示を総長より聞く会」に変更することを決定した。その結果学生大会とデモは中止され総長説明会に切り替えられたが、「散会后告示に反対し、学生大会開催を叫ぶ一般学生の声で部科校別学生大会が開かれ」、「一方自治会の態度に不満の学生はプラカードを立て、校内デモを行」うという結末となった。<sup>38)</sup>

これらを受けて同月二〇日臨時部長長会議が開催され、一六日デモの問題、試験回避の問題、「告示」・「告」撤回要求の問題について議論がなされた。席上、第一高等学院院長である渡鶴一から「たとえ自治会の名においてであろうと学則及び教育方針にもとることを決定しても之を認めない」という厳しい意見が出され、教務部長である佐々木八郎からは「自治会規程については、明年は新制大学・学院と複数となるのでこれを如何にするか。改正するとしても、そこに到達するためには今回の処置は重大である」と、新制大学発足に向けて自治会規程改正を示唆する意見も出された。<sup>39)</sup>

### 三、自治会規程改正論議から自治会「非公認」へ（一九四八—一九四九年）

自治会規程の改定についてはその後、前述の学生大会中止を受けて再度開催された第四回自治議会（二〇月二九・三〇日）、続く第五回自治議会（十一月二三日）が相次いで流会したのを受けて、自治会側からも提起されるようになった。一月一二日の部長長会においては、自治議会を成立させるため定足数三分の一を四分の一に改めたい旨、自治

会から教職員学生協議会を通じて申入れた。しかし部科長会の決議は、「審議の結果、代議機関の重要性に鑑み現行通りとすることにした」というものであった。<sup>(40)</sup>

また、第五回自治議会の流会直後の緊急中央委員会では自治議会対策として「成立定足数の改定、委任権の承認、開会時刻の変更等」が決議され、同月二六日の教職員学生協議会において「自治議会を成立させる為に、夜間学生は出席不能であるから委任権を認められたい」旨条件付きで承認された。それを受けて開催された二九日の部科長会において、教職員学生協議会議長である平田富太郎は夜間学校である専門学校について「規程の改正は無理であるが、便法的に委任権を付したい」とする意見を述べた。しかしこれについて専門学校長である安部民雄から「専門学校は多数の学生がいるにも拘らず、自治会費は正当に使われていない。議会を土曜の午後に開くよう申入れても、とり上げず、関係のないことが決められてしまう。ボイコットが考えられている」との意見が出され、さらに理事である大浜信泉から「教育方針に反するようなことを決議する議会の成立に便法はみとめられない」との意見が出された。<sup>(41)</sup>結果として部科長会においては「慎重審議の結果、規程の原則はこれを厳守することとし、各部科校で学生自治委員に対し自治議会が成立せられるよう指導することを申し合せ」、<sup>(42)</sup>否決されている。

翌四九年に入ると本格的に自治会規程改正問題が議論されるようになり、教職員学生協議会においても、内容の詳細は不明であるが一月二六日と二月二五日の二回にわたって議論がなされている。<sup>(43)</sup>この間、自治会中央委員会において「学生自治会規程修正案」が練られ、三月七日に教職員・学生代表からなる改正小委員会に付託され、若干の修正を経て九日の協議会に提出されることになった。<sup>(44)</sup>これに対して三月四日の部科長会においては、理事会の提案により大浜信泉を委員長として各部科校から一名ずつの計一二名からなる学生自治組織研究委員会の委員が委嘱されている。<sup>(45)</sup>同委員会はその後二日間で意見をまとめ、六日には「学生自治規程要綱」を「学生自治委員会委員長 大浜信泉」

名で総長に提出している。

九日の協議会においては自治会提出の「改正案」が審議されることになっていたが、この時出席していた大浜らが「これに重要な関係を有する事について発言を申出でられたが、議長は委員にいづれを先行すべきやを問い、教員側と学生側の意見が一致せず」紛糾した。その後休憩を挟んで再開したが、学生側は「改正案」を先に審議するべきことを主張して譲らず、夜になり大浜が退席したところで、「教員側も譲歩し、改正案について審議の結果可決となり、自治会規程に従って理事会に提出」されたのである。<sup>(46)</sup> そのような中、一二日に開催された緊急部科長会において、新制大学の学生については自治会規程は適用しないことが決定された。この件について大浜は、同会の席上で次のように述べている。

御承知のように学園が根本的に変わるのであるから、学生自治規程も変えねばならぬことは必然である。一年間の苦い貴重な経験に照しても変えるべきである。その手続については二つの対立した考え方があろうと思う。

一、改正補足 二、新制定

第二の新制定の手続でゆくべきだと思うし、政策的にもそう考えていたところが、学生の方も改正の必要を感じていたことであり、九日の協議会で改正案が決つてしまった。自分<sup>(47)</sup>は理事会として●を延ばすべく当田出席したが、発言を封じられてしまった。

〔取り消し線原文ママ〕

続けて大浜は、現行の自治会および教職員学生協議会について、以下のように述べている。

協議会も思わしくない方向に向っている。教育者と被教育者との関係が労資の対立のような空気を、自治会はある政党に利用されているとしか思えない。社界(47)の批判も自治会を左翼運動と見ている。就職戦線では自治委員などは回避される傾向にある。

学生自治会規程は大学自らの手で作った学校の規則である。具体的な方策として、一戦を交えなければならぬかもしれない。新制については規程を制定しないで、学生委員制度を復活し、学友会の組織に立ち戻ってはどうか？自治会は学生の自由とした方がよいと思う。但し旧制に残留するものに対しては現在のものに必要な改正を加えて存置する。<sup>(48)</sup>

以上のように大浜は、現行の自治会について「ある政党」、具体的には共産党に利用されているとし、協議会についても「労資のような空気」であると批判したうえで、新制大学については自治会規程を制定しないで、学友会組織に立ち戻れることを提案している。そしてこの批判・提案は「改正を行うにも協議会に出して、もみ上げて、学生の意見も受け入れてやって、愛する気持で、学生の納得の上でやっていきたい」と述べた前教職員学生協議会議長の中谷博の反対があつたものの、概ね賛同を得て次の通り可決されている。

学生自治会から教職員学生協議会の議を経て提出された「早稲田大学学生自治会規程改正案」及び学生自治組織研究委員会において作成せられた「学生自治規程要綱」に関して慎重審議の結果、新制大学学生に対しては現行学生自治会規程はこれを用せず、学生自治要綱に基づき新たに作成することとした。<sup>(50)</sup>

31

これにより、他大学に先駆けて教職員・学生の手によって作られた学生自治規程・機構は、新制大学学生には適用されないことになり、全学学生自治会は発足してわずか二年で非公認の状態に陥った。その後学部ごとに学友会・学生会が新発足し、全学学生自治会は以後、大学非公認の学生組織として活動を続けていくこととなった。

おわりにかえて — 教員たちと学生たちの議論の中で見えてきたこと —

以上述べてきたように、早稲田大学においては敗戦後学生たちの要求をもとに教職員・学生の手によって「学生自治会規程」および「教職員学生協議会規程」が設けられ、自治議会―教職員学生協議会―部科長会議―理事会という流れで学生の総意が大学当局に伝えられる仕組みが作られた。実際の運営においては自治議会は流会を重ね、学生の総意を伝えることはほとんど出来ていなかったものの、教職員学生協議会等における自治会委員と教職員委員の議論を通じて、学生代表と教員代表との意見交換が出来ていた。以下、その議論の中で見えてきた(1)教員から見た学生自治、および(2)学生自治会非公認に至った要因について考察を述べていく。

まず(1)教員から見た学生自治についてであるが、教員は肯定的にしる否定的にしる、教育的見地から学生自治を見ていたことがわかる。二、でふれた総長「告示」にあるように、大学・教員側としては「教育の一方途として」学生自治会規程を制定し、「学生の自治活動は大学の教育方針と諸規則に反しない範囲内において営まれねばならない」と考えていた。そのため部科長会等の議論においても、教育的見地から学生運動への対応や学生処分が考えられていた。また同様の見地から、学生自治会が他大学自治会と連携したり、共産党の指導で運動を行うことを牽制した。

これに対して学生側は、一、でとり上げた初代自治委員長・蜷川譲の言にある通り、「学生自治会規程」は学生が大学当局を動かして「獲得」したものであると考えていた。また学生運動についても、目的のためには大学の教育方針等に反してストライキやデモを行うことを厭わず、必要に応じて他大学等との連携も行った。こうした両者の学生自治に対する考え方の違いは、全国的な「教育復興運動」の高揚の中で徐々に顕在化してくる。

次に(2)学生自治会非公認に至った要因であるが、教員代表と学生代表の議論を見ていくと、一九四八年一〇月以降状況が変化していることがわかる。同年九月の段階では、授業料値上げ問題に関する議論において、教職員委員と学生委員が互いの立場や抱えている事情を理解しあう様子も見られた。しかし、十月以降そういった場面はほぼ見られなくなり、学生大会が部科長会によって中止させられるなど、教員と学生が対立する局面が増加していった。

この原因として考えられることは、学生運動の量的拡大と質的变化である。量的拡大については、二、で述べた通り、一九四八年には全国的な「教育復興運動」の潮流の中で、全学連等の学生自治会連合組織が結成された。その中で早稲田大学学生自治会は中心的な役割を担っており、他大学・他団体との合同で学生運動を行うようになっていった。これが質的变化につながり、全国一斉ストライキなど従来見られなかった手法がとられるようになっていった。

こうした他大学・他団体との連携を教員代表が危惧していたことは、前掲の部科長学生懇談会の議事録からも明らかである。他大学・他団体との連携について、教員代表が特に懸念していたことは共産党の影響である。二、で述べた通り、この時期早稲田大学の共産党細胞の構成員は増加しており、十月以降自治会の決議や学生運動のスローガン等に共産党の影響とみられる言葉が散見されるようになる。これについては教員たちも察知しており、部科長会における議論でも「細胞でも今回の掲示の問題をとり上げて<sup>51)</sup>」等の発言が散見されるようになり、最終的には三、で引用した大浜の発言にあるように「自治会はある政党に利用されるとしか思えない」という印象を教員たちに抱かせるまでに至った。実際にはこの時期、共産党は学生たちの全国一斉ストライキ等に対して否定的な見解を示しており、<sup>52)</sup>必ずしも学生運動が共産党の指導の通りに行われていたとは言い切れない。しかし教員たちの認識としては、学生運動は共産党の指導下にあると考えられていた。こうした学生運動の量的拡大と質的变化、さらに文部次官通達や占領政策などの外的要因も加わって、当初は教育的見地から学生自治会・学生運動を見ていた教員たちも徐々に態

度を硬化させ、ついに教育を放棄するかたちで学生自治会を非公認とすに至ったと考えられる。

しかしながら、この決定は教職員・学生双方にとって不幸な結果を招くことになったといえる。教職員側にとつてみれば、非公認となった自治会に対する統制を完全に失うことになり、学生側にとつても、大学当局に学生の総意を伝え教職員と対話する機会を失うことになった。そしてそれはその後の学生運動にも影響を与え、一九五〇年にレッド・パージ反対運動を契機として起こった一九五〇年早大事件においては、大学側と学生側が激しく衝突することになり、学生側に多数の処分者を出すに至った。中谷博は後年当時を回顧して「あのときに教職員学生協議会があれば、あんなに衝突してまずいデッド・ロックには乗り上げなかったと思う」と述べている。<sup>(53)</sup>この一九五〇年早大事件を契機として「学生自治会規程」は完全に無効化された。その後一九五二年に各学部の学友会・学生会の協議機関である全学自治組織連絡協議会が結成されたものの、大学当局の公認を得ることなく六五年には活動を停止し、以後全学自治組織が再組織されることなく今日に至っている。

會議名	委員名
教職員學生協議會	<p>教職員・中村佐一（政経）、一又正雄（法）、佐藤輝夫（文）、葛城照三（商）、師岡秀麿（理工）、平田富太郎（専門部政経・議長）、酒井賢治（専門部法科）、池田英次郎（専門部商科）、松尾隆（専門部工科）、小口優（第一高等学院）、逸見廣（第二高等学院）、戸川行男（高師）、毛利亮（専門学校）、定金右源二（高等工学校）、田崎友吉（工業学校）、森文作（職員）、滝口宏（学生生活課長）</p> <p>学生・高橋佐介（自治会中央執行委員長）↓吉田嘉清（11月以降）、他中央執行委員16名</p>
部科長會	<p>本部・島田孝一（総長）、伊原貞敏（施設部長、常務理事）、池原義見（総務部長、常務理事、佐々木八郎）（教務部長、森文作）（教務課長）、丹尾磯之助（庶務部長、大原宇之二郎）（會計課長、福田英雄）（秘書課長、渡部辰己）（学生生活課長）↓滝口宏（6月以降）</p> <p>政経・久保田明光（学部長・理事）、中村佐一（教務主任）</p> <p>法・大浜信泉（学部長・理事）、江家義男（教務主任）</p> <p>文・谷崎精二（学部長）、佐藤輝夫（教務主任）</p> <p>理工・伊地純正（学部長、中島正信）（教務主任）</p> <p>理工・山本研一（学部長）、師岡秀麿（機械工学科教務主任、埴野一郎）（電気工学科教務主任）、廣田友義（電気通信学科教務主任）、塩澤正一（採鉱冶金学科教務主任）、田辺泰（建築学科教務主任）、武富昇（応用化学学科教務主任）、村井實長（燃料化学学科教務主任）、青木楠男（土木工学科教務主任）、上田輝雄（工業経営学科教務主任、官部宏）（応用金属学科教務主任）</p> <p>第一高等学院・渡鶴一（院長、小林正之）（教務主任、小林正）（教務主任、小口優）（学生主任）、第二高等学院・竹野長次（院長、逸見廣）（教務主任、安藤常次郎）（学生主任）↓樫山欽四郎（6月以降）</p> <p>専門部政経・時子山常三郎（科長、平田富太郎）（教務主任）、伊藤道機（学生主任）</p> <p>専門部法科・外岡茂十郎（科長、和田小次郎）（教務主任）、酒井賢治（学生主任）</p> <p>専門部商科・末高信（科長）、池田英次郎（教務主任）、芳野武雄（学生主任）</p> <p>専門部工科・堤秀夫（科長、中谷博）（教務主任）、松尾隆（学生主任）、稲田重男（機械科主任）、大隅菊次郎（電気科主任）、十代田三郎（建築科主任）、廣瀬一郎（土木科主任）、奥村敦史（運輸機械科主任）、藤井鹿三郎（鉱山地質科主任）</p> <p>高等師範部・赤松保羅（部長、理事）、赤堀孝（学生主任）、川田瑞穂（国語漢文科主任）、上井磯吉（英語科主任）、三橋喜久雄（体育科主任）、戸川行男（社会教育科主任）</p> <p>専門喜久雄（体育科主任）</p> <p>高等工学校・安部民雄（校長）、酒枝義雄（政治経済科教務主任、齊藤金作）（法律科教務主任）、毛利亮（学生主任）</p> <p>高等工学校・吉田享二（校長、定金右源二）（共通科教務主任、新井忠吉）（機械科教務主任）、木村幸一郎（建築科教務主任）、石川平七（化学工業科教務主任、田中末雄）（電気通信科教務主任）</p> <p>工業学校・山内弘（校長、田崎友吉）（共通科主任、橋本勇）（同上）、柴山信三（機械科主任）、荒畑誠二（電気科主任）、若林章治（採鉱冶金科主任）、鶴田明（建築科主任）、兵藤直吉（土木科主任）</p> <p>工芸美術研究所附屬技術員養成所・今和次郎（所長）、鈴木三男</p> <p>図書館・岡村千曳（館長）</p> <p>演劇博物館・吉村繁俊（館長）</p> <p>人文科学研究所・渡邊利太郎（事務主任）</p> <p>理工学研究所・内藤多伸（所長）</p> <p>鑄物研究所・飯高一郎（所長）</p>

註

- (1) 一九四〇年九月一七日、第二次近衛内閣の橋田邦彦文部大臣は、高等学校校長会議において「修練組織強化ニ関スル件」を指示し、「在来ノ校友会其ノ他ノ校内団体ヲ再組織シテ現下重要ナル諸種ノ修練施設ヲ加ヘ学校長ヲ中心トシ教職員生徒ヲ打ツテ一丸トスル団体タラシメ」ることを求めた。これと同様の趣旨の指示はその後、専門学校長会議・帝国大学総長会議・私立大学々々長会議等においてもなされ、これに基づいて各大学・学校は従前の校友会・学友会を改組し、学校報国団を組織した。
- (2) 「戦後学生運動史年表」(三一書房編集部『資料戦後学生運動』別巻、一九七〇年)七・九頁
- (3) 『資料戦後学生運動』所収の記事によると、一九四五年度中に全学学生自治組織結成の動きが見られたのは早稲田大学の他、二月九日に自治委員会会則を制定した慶應義塾大学があげられる。(三一書房編集部『資料戦後学生運動』第一巻、一九六八年)三三・三四頁
- (4) 「自主性の確立へ 学生委員会成る」(『早稲田大学新聞』復刊第一号、一九四六年二月二五日)
- (5) 「全学学生大会開かる」(『早稲田大学新聞』第八号、一九四六年六月一五日)
- (6) 各学部、附属学校および付属機関の長をもって組織される会議。新制大学発足後は学部長会議と名称を改めた。
- (7) 高橋正明「戦後民主主義と早大学生運動史(上)」(『早稲田大学史記要』第一四巻)六〇―六六頁、および『早稲田大学百年史』第四卷第八編第八章、四五―四六五頁。尚、高橋論文には「学生自治会規程」・教職員学生協議会規程」の全文が掲載されている。
- (8) 「校則と同等の意義と權威 教育の一環として自治規程公布」(『早稲田大学新聞』第五八四・五号、一九五六年一月一三日)
- (9) 蜷川讓『敗戦直後の祝祭日 回想の松尾隆』(藤原書店、一九九八年)四四頁
- (10) 平田富太郎「中谷先生追憶の記」(想い出の中谷博・刊行会「想い出の中谷博」、一九七三年)二三四頁
- (11) 「新しい自治会規程誕生」(『早稲田大学新聞』第二五号、一九四七年五月一日)
- (12) 「初の自治議会開かる」(『早稲田大学新聞』第三〇号、一九四七年七月一日)
- (13) 「回答に不満を表明 再度自治議会開催か」(『早稲田大学新聞』第三二号、一九四七年)
- (14) 「教職員側委員決る」(『早稲田大学新聞』第三〇号、一九四七年七月一日)
- (15) 「学生自治新たな段階へ 教学協議会の効果うすし」(『早稲田大学新聞』第三二号、一九四七年八月二一日)
- (16) 「回答に不満を表明 再度自治議会開催か」(『早稲田大学新聞』第三二号、一九四七年八月二一日)
- (17) 「さらわれた自治議会 議席ガラガラで再度の流会」

- (18) 「早稲田大学新聞」第三六号、一九四七年一月二二日  
 「波らんの自治議会議終幕」(『早稲田大学新聞』第三八号、一九四七年一月一日)
- (19) 早稲田大学教務課「昭和21年11月起〔至昭和24年10月〕部科長会議事録」(『早稲田大学本部書類(続の2)』、早稲田大学大学史資料センター所蔵) No.98
- (20) 前掲「昭和21年11月起〔至昭和24年10月〕部科長会議事録」(『早稲田大学本部書類(続の2)』) No.98
- (21) 一九四八年三月に大学基準協会から発表された案。これはアメリカの Board of Trustees を移入したもので、大学運営の最高機関として学外者で構成される理事会をおくという案である。理事会は卒業生三名、官僚三名、文部大臣の指名する者三名の、計九名の理事より構成され、教授等大学関係者はこれに参加出来ないことになっていた。また理事会は学校の最高教育方針の決定、会計、総長、教授等の任免の権限をもつことになっていた。
- (22) 国学連・高専連合を発展解消して作られた組織。一九四八年七月五日の第一回総会後に開かれた全国自治会代表者会議において、「全学連」結成準備会が組織された。(三一書房編集部『資料 戦後学生運動』第一巻、一九六八年、二七四頁)
- (23) 前掲『京都地方学生社会運動史』二五二―二五三頁
- (24) 一九四八年六月一六日の全官公自治連の結成大会における「教育復興闘争についての決議」によれば、学生側の要求項目は①文教予算の飛躍的増額(一〇三〇億円)、②学生生活の破壊反対(授業料値上げ反対等)、③教育制度の改悪反対(B・T案反対等)、④学問の自由と学生自治運動への干渉弾圧反対、の四点に大別される。(山中、一九六一年、五〇頁)
- (25) 滝口宏「雑録(学生生活課会議ノート(1))」昭和23年5月?11月」(『滝口宏旧蔵資料』、早稲田大学大学史資料センター所蔵)一九四八年六月二三、二四日付
- (26) 前掲「雑録(学生生活課会議ノート(1))」昭和23年5月?11月、一九四八年六月二六日付
- (27) 前掲「雑録(学生生活課会議ノート(1))」昭和23年5月?11月、一九四八年九月一七日付
- (28) 「池原理事から、前回(九月)の協議会で授業料四―七割の値上については既に話し納得していた筈であり、不当であるとは思わない。納得できない点について質問してもらいたい旨話があったが、これに対する学生側の質問は極めて低調であった。」(早稲田大学教務課「昭和23年10月至昭和24年3月」部科長会議事録」(『早稲田大学本部書類(続の2)』、早稲田大学大学史資料センター所蔵、No.36―37)
- (29) 「全日本学生自治会総連合(全学連) 結成大会議事録」(三一書房編集部『資料 戦後学生運動』第一巻、一九六八年)二八五頁
- (30) 「戦後学生運動史年表」(三一書房編集部『資料 戦後学生

運動」別巻、一九七〇年）二六・二七頁

- (31) 「中央委員会報告」と書かれた挟み込みメモ（前掲「雑録」〔学生生活課会議ノート（1）〕 昭和23年5月？11月）  
安倍徹郎編「1950年を中心とする早稲田大学学生運動史年表」（早稲田・一九五〇年・記録の会編『早稲田一九五〇年 史料と証言』別冊・資料篇、二〇〇〇年）七頁
- (32) 梅田欽治「いい残しておかねばならない―私にとつての早稲田の六年間」一九頁、猿渡新作「日本共産党国際主義者団前後」二八頁（早稲田 一九五〇年 史料と証言」5号、一九九九年）
- (33) 前掲「昭和21年11月起〔至昭和24年10月〕 部科長会議事録」No.173
- (34) 早稲田大学教務課「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録一（早稲田大学本部書類（統の2））、早稲田大学大学史資料センター所蔵」No.116-121
- (35) 大濱信泉伝記刊行委員会『大濱信泉』（一九七八年）一〇四・一〇五頁
- (36) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.121-126
- (37) 「告示撤回を叫ぶ学生の声」中央委「撤回を要求」（『早稲田大学新聞』第五〇号、一九四八年一〇月二五日）
- (38) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.85-87
- (39) 前掲「昭和21年11月起〔至昭和24年10月〕 部科長会議事録」No.192
- (40) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.35-36、49-54
- (41) 前掲「昭和21年11月起〔至昭和24年10月〕 部科長会議事録」No.193
- (42) 滝口宏「會議録〔学生生活課会議ノート（2）〕 昭和23年12月？24年12月」（『滝口宏旧蔵資料』、早稲田大学大学史資料センター所蔵）一九四九年一月二六日、二月二五日付
- (43) 「新制学部は自治会より除外 問題はらむ。大学の方針」（『早稲田大学新聞』第六二号、一九四九年四月二一日）
- (44) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.19
- (45) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.3-4
- (46) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.6
- (47) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.9-10
- (48) 前掲「〔昭和23年10月至昭和24年3月〕 部科長会議事録」No.12
- (49) 前掲「〔昭和21年11月起〔至昭和24年10月〕 部科長会議事録」No.233

- (51) 一九四八年一〇月二〇日の臨時部科長会における滝口学  
 生生活課長報告(前掲)〔昭和23年10月至昭和24年3月〕  
 部科長会議事録」No.73-74
- (52) 「日共全国学細代会議、全国一斉闘争には否定的評価、  
 地域闘争重視を打ち出す」〔戦後学生運動史年表〕『資料  
 戦後学生運動』別巻、一九七〇年、二八頁)
- (53) 「教授、学生の提携不足 反レッド・パージ闘争処分多  
 数も遂に粉砕」〔早稲田大学新聞』第五八四・五号、一九  
 五六年一月二三日)